

平成22年分の確定申告

医療費控除はこうなっている

今年も確定申告の時期がやってきました。今回は、確定申告をすれば、所得税が還付される可能性の高い医療費控除について解説します。 東 良彦

確定申告で医療費が戻ってくる???

実は、「税金が返ってくる」のであって、「医療費が戻ってくる」のではないというのが正論ですが、実質「医療費の一部が戻ってくる」のです。医療費控除は、住民税にも反映されます。

(1)どんな場合に受けられるの?

医療費控除の対象となるのは、次の医療費を支払った場合です。

- ①申告する人、又はその人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費であること
- ②その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること

医療費控除は「生計を一にする親族」のために支払った医療費が対象になりますので、その親族が年末調整や確定申告で控除対象配偶者又は扶養親族になっている必要はありません。また、生計を一にしていれば同居である必要はありませんので、遠隔地の子供や両親など別居している親族の医療費も対象になります。医療費控除の対象になる医療費には、配偶者や子供・両親など、家族全員の医療費を合計することができます。

(2)医療費控除の額は?

医療費控除の対象になる金額は、次の式で計算した金額(最高で200万円)です。

$$\begin{matrix} \text{医療費の} \\ \text{合計金額} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{保険金など} \\ \text{補てん金額} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{10万円} \\ \text{所得金額} \\ \text{の5\%} \end{matrix} \text{のいずれか} \\ \text{少ない金額} = \text{医療費控除額}$$

保険金などで補てんされる金額とは、生命保険契約などで支給される入院給付金、健康保険から支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金などです。

また、医療費から控除される「10万円」又は「所得金額の5%」は、所得金額に応じて、次の区分で判定できます。

所得金額が200万円以上の人	医療費の合計額－保険金など補てん金額－10万円
所得金額が200万円未満の人	医療費の合計額－保険金など補てん金額－所得金額の5%

(3)対象となる医療費とは?

- ①医師、歯科医師による診療や治療の対価
- ②治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価
- ③助産師による分べんの介助の対価
- ④保健師、看護師、准看護師または特に依頼した人による療養上の世話(在宅療養を含む)の対価
- ⑤介護保険制度で提供される一定の施設と居宅サービスの自己負担額
- ⑥医師等による診療等を受けるための通院費(公共交通機関のバス、電車代などの交通費)、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事の費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの
- ⑦医師等による診療や治療を受けるために直接必要な義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費用
- ⑧傷病によりおおむね6ヶ月以上寝たきりで

医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代(医師が発行した「おむつ使用証明書」などが必要)

- ⑨治療または療養に必要な医薬品の購入の対価(風邪薬等の購入代金など)

(4)対象とならない医療費は…

- ①健康診断と美容整形の費用や医師等に対する謝礼金など
- ②ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品や健康食品の購入代金
- ③疲れを癒やしたり体調を整えるといった、治療に直接関係のないあんまやマッサージなどの費用
- ④自家用車で通院する場合のガソリン代・駐車場の料金等や分べんのため実家へ帰るための交通費
- ⑤治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のためのメガネや補聴器等の購入費用
- ⑥親族に支払う療養上の世話の対価や謝礼

(5)添付又は提示する書類

- ①医療費の領収書等(原本)
- ②医療費の支払先が多い場合や医療費が高額な場合は医療費の明細書

〈確定申告〉その他の控除

医療費控除の他にも、以下のような控除もあります。各控除を受けるためには、条件がいろいろありますので、詳しくは弊社までお問い合わせ下さい。

○所得控除(総所得金額からの控除)

- 【社会保険料控除】
- 【小規模企業共済等掛金控除】
- 【生命保険料控除】
- 【地震保険料控除】
- 【寄附金控除】
- 【配偶者控除/配偶者特別控除】
- 【扶養控除】
- 【雑損控除】
- 【寡婦、寡夫控除】
- 【勤労学生/障害者控除】
- 【基礎控除】

○税額控除(所得税額からの控除)

- 【配当控除】
- 【住宅借入金等特別控除】
- 【住宅耐震改修特別控除】
- 【政党等寄附金特別控除】
- 【その他】にもいろいろあります。

その他、確定申告に関するお問い合わせは
TEL:073-431-5616 当センターまで。



私のおすすめ スポット

陶器のまち 信楽

和歌山市から日帰りで行ける滋賀県の信楽町は、古くから陶器で有名な町。信楽焼きといえば福々しい顔の「狸の置物」をイメージされるかと思いますが。

飲食店などで目にするこの狸。その風貌は「笠＝災難から身を守る」、「通い帳＝信用第一」など八つの縁起を担いだ「八相縁起」を表しています。また、「ためぎ」を「他を抜く」と掛けて、商売繁盛の縁起物とされています。

のんびりと窯めぐりをし、お気に入りの器を探してみたいかがでしょうか。

谷山勝輔

